

“職場”で実践する男女平等

男女雇用機会均等法や労働基準法の改正等により、制度上は女性も男性も対等に働くための整備がすすんできましたが、現実には女子学生の就職難をはじめ、採用や待遇、昇進・昇格など就業の場においては、依然として不平等が残っています。西東京市の男女平等市民意識調査でも、職場で男女の地位は平等になっているかの問いに、「平等になっている」と答えた人は16.6%に留まっています。

近年、就業形態の多様化がすすんでおり、派遣労働やパート労働等不安定労働が年々増える傾向にあります。その多くは女性が占めていますが、パート労働者の賃金は正規労働者と大きな格差があり、待遇・労働条件の改善が必要です。

西東京市では、出産・育児を契機に一旦仕事を離れ、子育てが一段落してからパートなどに再就職する女性の割合が高くなっています。子育て後の再就職のための技術取得等の訓練や、雇用の場の拡大が望まれています。

加えて、男女ともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任との両立ができるように、保育や介護への社会的サービスを充実するとともに、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の普及・啓発をすすめることが必要です。

また、職場におけるこれまでの固定的役割分業に基づく慣習・慣行の見直しや、意欲や能力のある女性を積極的に管理職に登用するなど、就労の場への女性の参画をすすめるための取り組みが必要です。

6

就労の場への女性の参画促進

育児等で仕事を離れた女性の再就職を支援するなど、就労機会の拡大を図ります。また、男女雇用機会均等法の周知や、労働相談の実施などを通じ、職場での男女差別等の課題解決を支援します。

意欲と能力のある女性を計画的に育成し、管理職に登用するしくみを推進するなど、管理的立場への女性参画を促進します。また、雇用されない働き方として起業を選択する人や農業に従事する人を支援します。

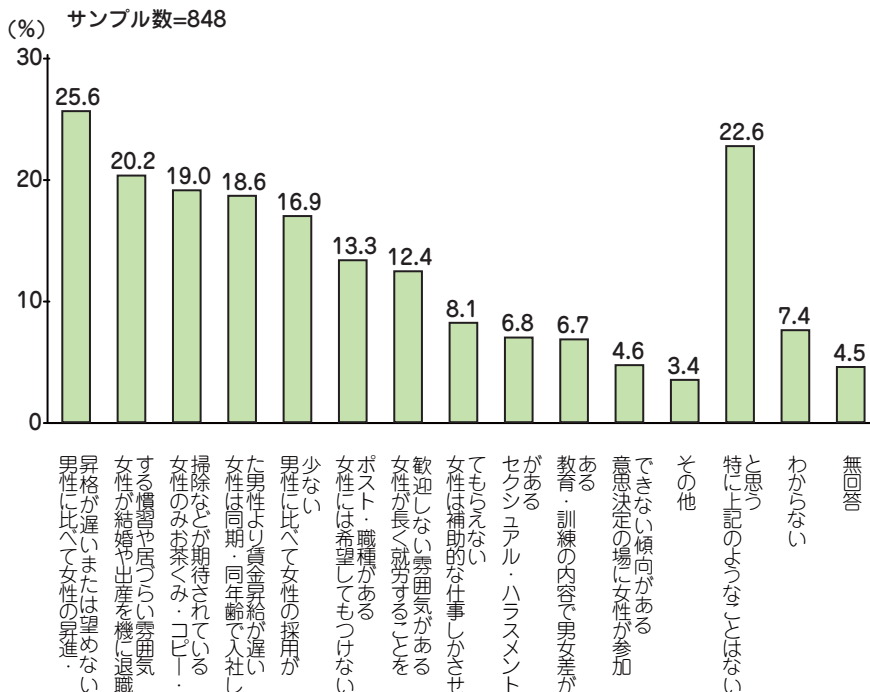
施策

- (1) 就労機会の拡大
- (2) 職場における制度・慣行の見直し
- (3) 管理的立場への女性の参画促進
- (4) 起業への支援
- (5) 女性農業者の活動の支援

■職場での男女不平等の実態

—女性の昇進・昇格は男性に比べて遅れていると感じている人が多い。

職場での性別を理由にした不平等な扱い（複数回答）



資料:男女平等市民意識調査(平成14年度)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
就労機会の拡大	ハローワーク等と連携し、就労機会を拡大するための取り組みを行います。	無料職業紹介事業の充実	拡充	産業振興課
		保育付き再就職支援講習会の実施	拡充	産業振興課
職場における制度・慣行の見直し	都や商工会など関連機関と連携をとりながら、市内事業所に対し、事業所内における男女に不平等な制度や慣行の見直しを働きかけます。また、働く人が気軽に相談できる機会の提供や、市内の実態把握に努めます。	市内企業・事業所への男女雇用機会均等法などの労働関係法令の遵守要請	拡充	産業振興課
		苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む)〔⑪⑮にも掲載〕	新規	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討〔⑪にも掲載〕	新規	生活文化課
		労政事務所等と連携した労働相談の実施	拡充	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	新規	生活文化課 産業振興課
		市内企業の男女平等意識調査の実施	新規	生活文化課 産業振興課
管理的立場への女性の参画促進	女性の参画に向けた積極的な登用促進策が検討されるよう、啓発に努めます。	ポジティブ・アクション [※] の普及・啓発	新規	生活文化課 産業振興課
		市内企業・事業所への労働関係法の遵守要請	拡充	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	新規	生活文化課 産業振興課
起業への支援	西東京創業支援相談センター等と連携して、相談や講座の開催など、起業を支援する取り組みを行います。	起業相談の実施	継続	産業振興課
		起業講座の開催	拡充	公民館 産業振興課
女性農業者の活動の支援	女性農業者の交流機会の拡大を図り、組織の強化や新たな組織づくりを支援します。また、女性農業者の農業技術の向上や、農産加工による起業を支援します。	交流の場づくりと組織づくりの支援	新規	産業振興課
		研修等への参加の促進と農産物加工の体制づくり	新規	産業振興課

※太字は重点的な取り組み

ポジティブ・アクション

積極的改善措置や暫定的差別是正措置とも呼ばれる。男女間の参画機会の格差を改善するために、いずれか一方に対し、一定の範囲で特別な機会の提供や割り当てを行うなど、実質的な機会均等を実現するための暫定的な取り組み。このような取り組みは男女共同参画社会基本法や雇用機会均等法で規定がある。また、この暫定的な特別措置が逆差別ではないことが、女性差別撤廃条約で確認されている。

7

男女ともに家族的責任と両立できる就業環境づくり

国や都などの関係機関と連携して、各種制度の周知や労働時間の短縮に向け企業等への啓発を行います。

また、パートタイム労働や派遣労働などの労働条件の公正さを確保し、新たな働き方を選ぶ人々の利益や権利を守ります。

施策

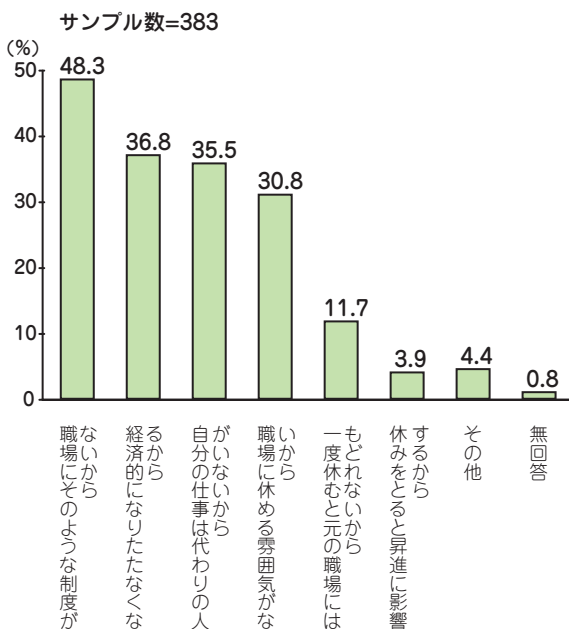
- (1) 労働時間短縮に向けた取り組み
- (2) 育児・介護休業の取得促進
- (3) 多様な働き方への支援

各論 ”職場“で実践する男女平等

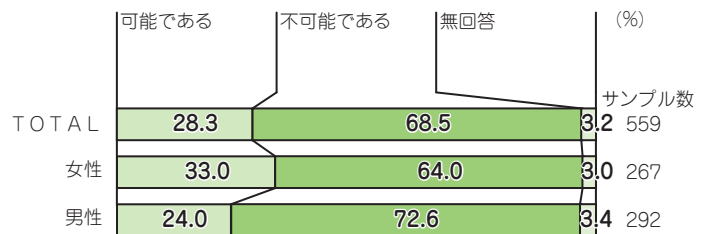
■育児・介護休暇利用の実態

一割の人は利用できない。その理由は職場に制度がないことが一番。

長期休業制度の利用が不可能な理由（複数回答）



育児や介護のため長期休業制度の利用



資料:男女平等市民意識調査(平成14年度)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
労働時間短縮に向けた取り組み	国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。また、市民にも自身の働き方を見直すよう意識啓発していきます。	企業・事業所を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	拡充	産業振興課 生活文化課
		働く市民を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	新規	生活文化課
育児・介護休業の取得促進	育児・介護休業法に関する企業・事業所の理解を深めるため、情報提供を行います。また、先進的な取り組み事例を情報誌等で紹介するなど、制度整備や利用の利点を周知します。	企業・事業所を対象とした、育児・介護休業法周知のための啓発誌の配布	新規	産業振興課 生活文化課
		仕事と家庭両立推進企業への優遇措置の検討	新規	契約課 生活文化課
		働く市民を対象とした、育児・介護休業制度に関する啓発	新規	生活文化課
		男性市職員の育児休業取得の啓発	拡充	職員課
多様な働き方への支援	パートタイム・派遣労働等の労働条件向上のための啓発を行います。	パートタイム労働法・労働者派遣法の普及啓発	拡充	産業振興課 生活文化課
		パートタイム、アルバイト、派遣労働、在宅ワーク等に関する情報提供	拡充	産業振興課 生活文化課

※太字は重点的な取り組み